

7月18日(日)は 衆議院議員選挙の投票日

裁判官国民審査も同時に
さあ 投票
日本の進路は
あなたが決める



衆議院の解散による衆議院の総選挙は7月4日(日)に公示され、7月18日(日)午前七時から午後六時まで、投票が行われます。また、同時に最高裁判所裁判官国民審査も行われます。今後の国政をまかせる人を選ぶ重要な選挙です。あなたの意見や主張を国政に反映させるため、皆さんそろって投票しましょう。

投票できる方

今回の衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査で投票できる方は、昭和四十八年七月十九日以前に生まれた方で、平成五年四月三日までに狛江市に入居を済ませ、引き続き市内に住んでいる方です。

最近狛江市に転入した方

平成五年四月四日以降に狛江市に転入届けをした方は、狛江市では投票できませんので、前住所地の選挙管理委員会にお問

い合ってください。

狛江市内で転居した方

今年六月十八日までに市内転居の届け出をした方は、新住所の投票所で投票できますが、六月二十一日以降に転居届けをした方は旧住所の投票所で投票することになりますので、ご注意ください。

狛江市から転出した方

狛江市の選挙人名簿に登録されていて、三月十八日以降に転出した方で、転出先の選挙人名簿に登録されなかった方は狛江市で投票することができます。

投票の方法

今回は二つの選挙があります。投票は衆議院議員選挙(うす青色の投票用紙)、最高裁判所裁判官国民審査(ピンク色の投票用紙)の順で行います。

投票用紙は入場整理券と引き替えになります。

衆議院議員選挙の投票は、候補者の氏名を書いてください。

最高裁判所裁判官国民審査の投票は、投票用紙に審査に付される裁判官の氏名が印刷されています。「やめさせた方がよい」と思う裁判官については、その氏名の上の欄に「×」を書き、「やめさせなくてもよい」と思う裁判官については何も書かなくてください。

不在者投票

投票日当日、やむを得ない理由で投票所へ行くことができない方のために、投票日の前に投票できる「不在者投票」の制度があります。

貴重な一票を国政に反映させるための制度ですので、ご利用ください。

不在者投票できる方

①自分が住んでいる投票区域外で仕事に従事している方
②やむを得ない用務や事故のため、狛江市以外の場所に旅行中または滞在中である方
③病気、けが、妊娠中などのため、投票日に歩行が著しく困難であると予想される方

不在者投票の期間

▽衆議院議員選挙 七月四日(日) から七月十七日(土)
▽最高裁判所裁判官国民審査 七月十日(土) から七月十七日(土)までの午前八時三十分から午後五時まで(土曜、日曜日と同じ)です。場所は、市役所三階三〇四会議室です。

不在者投票の方法

投票は、狛江市選挙管理委員会にある「宣誓書」に不在の理由などを記入し、押印のうえ行いますので、印鑑をお持ちください。

投票所の入場整理券が郵送されている時は、入場整理券(郵送される前に投票される方は、運転免許証・健康保険証などの身分証明書を お持ちください。なお、投票日当日の出張先、旅行先の住所を宣誓書に記入していただきますので、あらかじめご用意ください。

●出張先、旅行先で行う不在者投票
狛江市の選挙管理委員会に宣

誓書を添えて郵送等により投票用紙を請求してください。滞在先へ投票用紙等をお送りしますので、滞在地の選挙管理委員会へおいでになって、不在者投票をしてください。

なお、この方法は時間がかかりますので投票用紙の請求は、お早めに手続きをしてください。

指定病院等での不在者投票

お産や病気で入院していて、投票日に投票所へ行けない方が指定病院(慈恵医大第三病院・東京多摩病院・国立大蔵病院等)に入院している場合は、病院長に申し出て病院で投票することができます。

郵便投票

身体に重度の障害があり、投票所での投票が困難な方は、郵便により投票ができます。対象となるのは、次の方です。

●身体障害者手帳をお持ちの方

①両下肢・体幹の障害または移動機能の障害が一・二級の方

②心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が一級または二級の方

●戦傷病者手帳をお持ちの方

①両下肢・体幹の障害が特別項症から第二項症までの方

②心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が特別項症から第三項症までの方

郵便投票を行うには、「郵便投票証明書」が必要です。要件に該当し、郵便投票を希望する方は、郵便投票証明書交付申請書に自署し、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を添えて選挙管理委員会に申請してください。

●今回の衆議院議員選挙で郵便

投票を希望する方は、投票用紙の請求書に自署し、郵便投票証明書(添えて、七月十四日(水)午後五時(必着)までに請求してください。

代理・点字投票

体が不自由な方のためには「代理投票」が、また、目の不自由な方のためには「点字投票」の方法があります。投票の際、係員にお申し出ください。

入場整理券

投票所入場整理券は、七月四日(日)に発送します。入場整理券が届かなかったり紛失した場合、当日、本人であることを証明する運転免許証・健康保険証などの証明書を持参ください投票できます。

選挙公報

候補者の考え方、主張などを知らうえで、選挙公報は重要な手がかりになります。

選挙公報は、朝日・読売・毎日・産経・東京・日本経済新聞の七月十四日(水)の朝刊に折り込みます。

なお、都営狛江団地・多摩川住宅の地区は他の方法で配布します。

また、これらの新聞を購読されていない場合は、市役所・中央公民館(市民センター)・市民総合体育館・水道課事務所・西河原公民館・地域センター・市立保育園・児童館・児童センターでお受け取りください。

公営ポスター

公営ポスターの掲示板は、各投票所ごとに七、八カ所、計百カ所に設置してあります。

● 詳細は選挙管理委員会事務局 (三四三〇一一一一) ●

衆議院議員選挙投票区全図

